

北杜市サテライトオフィス等誘致促進業務委託仕様書

この仕様書は、北杜市サテライトオフィス等誘致促進業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは北杜市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

1 業務の名称

北杜市サテライトオフィス等誘致促進業務委託

2 業務の目的

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、感染防止対策として、テレワークによる働き場所にこだわらない働き方が急速に浸透し、それに伴い、今まで地方への移住の課題とされてきた働く場所が見直され、大都市圏からの地方への新たな人の流れが生まれ、その地方の受け皿として、北杜市内においてもサテライトオフィス等の整備が急務となっている。

本業務は、本年度、甲は国の地方創生テレワーク交付金を活用し、サテライトオフィス、シェアオフィス又はコワーキングスペース（以下「サテライトオフィス等」という。）として利用できる市有施設1施設及び民間施設1施設を整備することから、テレワークに関心のある県外都市部の企業及び個人に対し、当該施設や本市の魅力に関するプロモーションを実施することにより、サテライトオフィス等の誘致など当該施設等の利用を促進し、県外都市部からの移住・定住や新たな地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月15日（火）まで

4 契約金額

10,285,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務の対象施設

本年度、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用し整備する次の2施設を本業務の対象施設とする。

	整備主体	現施設名称	所在地
1（※1）	甲	長坂コミュニティ・ステーション	北杜市長坂町長坂上条2575番地19
2（※2）	（民間事業者）	（未決定）	（未決定）

※1 施設の詳細な整備内容が決定するまでの間、施設の整備概要については、甲が地方創生テレワーク交付金補助金交付申請時に添付した資料（別添1）を参照すること。

※2 北杜市サテライトオフィス等開設事業費補助金により市内に整備される施設の決定が令和3年11月中旬予定であるため、別途協議する。

6 業務内容

サテライトオフィス等への企業・個人の誘致促進のため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容はサテライトオフィス等誘致促進に必要なと思われる事項を示したものであり、公募型プロポーザルの実施において決定した乙の企画提案を反映し調整することとする。

(1) サテライトオフィス等誘致戦略の作成

- ・本業務の対象施設にサテライトオフィス等への企業及び個人を誘致するため、北杜市及び施設の特色を踏まえた施設ごとの誘致戦略の作成。
- ・誘致戦略では、施設運営主体の意向を踏まえ、ターゲット設定（例えば、ニーズ調査、企業のリストアップ等。）や、ターゲットへの効果的なアプローチやプロモーションのタイミングや想定される媒体を明記。

(2) 誘致活動資料等の作成等

サテライトオフィス等への企業や個人の誘致のため、次の項目の制作又は作成すること。

ア プロモーション動画の制作

- ・動画配信サイトやSNSで投稿するための動画の制作。
- ・動画の内容は、市の紹介（市の強みや魅力などを踏まえたもの）及び対象施設の紹介（各施設の魅力を踏まえたもの。）をする内容とすること。
- ・制作本数は、時間90～120秒程度3本及びダイジェスト版15秒程度3本とする。
- ・映像はフルカラーを基本とし、日本語と英語の字幕を付けること。
- ・音楽（BGM）、イラスト等の挿入は任意とするが、著作権による制限が生じないものを使用すること。
- ・形式等

ファイル形式 MP4

コーデック H.264

画面比率 16：9

解像度 W1920×1080px を満たすこと

フレームレート 29.97fps を満たすこと

イ PR冊子の作成

- ・6（2）アと同様に、市の概要、各種サポート事業及び対象施設の紹介などを掲載したPR冊子の作成。
- ・冊子内容の企画、デザイン、取材（写真撮影等。）、イラストレーションの作成、レイアウト、校正（必要回数。）、データ作成、印刷など、冊子作成に係る全ての作業を行う。
- ・冊子に必要な写真については、必要な場合に限り、甲が提供できるものとする。
- ・取材先の選定やアポイントは、原則乙が行うこと。
- ・対象施設のイメージ図については、施設が現在整備中のため、甲及び対象施設整備主体から提供される図面及び現地確認などにより、施設のイメージ図を制作すること。
- ・なお、施設イメージパース図は、A3判、外観1枚、内観2枚の合計3枚以上とする。
- ・冊子の部数等

作成部数 6,000部（うち1,000部は、英訳版の冊子を作成すること。）

カラー フルカラー

ページ 8ページを想定（甲乙協議により増減可能。）

サイズ A4判

(3) 外部サイト等への記事の掲載

- ・対象施設への進出を考える企業及び個人に効果的にPRするため、コンテンツ（記事）の制作及び外部サイトなどへの掲載。
- ・コンテンツ（記事）内容については、6（2）アの内容と同様に、市及び対象施設の紹介を中心に、ターゲットとなる企業及び個人が、市や対象施設に興味を示すよう、工夫を凝らした内容とすること。
- ・外部サイトに掲載する場合は、令和4年4月1日から最低1年間は掲載すること。
- ・また、外部サイトへの市の関連サイトへのリンクを掲載すること。
- ・コンテンツ（記事）の作成に当たり、取材先の選定やアポイントは、原則乙が行うこと。ただし、写真については必要な場合に限り、甲が提供できるものとする。
- ・コンテンツ（記事）は、6（2）イにおいて撮影、取材した内容を用いることも可能とする。
- ・外部サイト等への投稿の成果として、アクセス数、サイト等に寄せられた意見等について、甲と協議の上、甲に報告すること。

(4) 企業及び個人への誘致活動

- ・県外都市部に所在する企業及び個人を対象に、対象施設の紹介・誘致を行うこと。
- ・乙が有する支店又は支社若しくは独自のネットワークを通じて、広く紹介・誘致すること。
- ・紹介・誘致活動先のリスト及び紹介・誘致活動を通じて、得られたデータや意見等については、甲に報告すること。

(5) Web等への広告

- ・Web又はSNSへの対象施設の紹介を中心とした広告を行うこと。
- ・広告のコンテンツについては、6（2）及び6（3）で制作又は作成したものを利用。
- ・広告により得られた、アクセス数、波及効果、意見、広告閲覧者の属性や閲覧場所、閲覧時間、閲覧媒体などの情報は、甲と協議の上、甲に報告すること。

(6) Webサイト制作への協力

- ・甲が本業務とは別に、本市の魅力、対象施設などを紹介するWebサイトを制作するため、甲と協議の上、6（2）及び（3）で制作及び作成した記事、写真及びイラスト等を、甲が指定する期日（令和4年1月中旬を予定。）までに提供すること。
- ・また、Webサイト制作に当たり、甲とWebサイト制作事業者との打合せ（2回程度。）に参加し、効果的かつ魅力的なサイトとなるよう助言等の協力をすること。

(7) 定期ミーティング

- ・業務の進捗状況、誘致状況の報告や、対象施設の整備状況などについて、甲乙の間の情報共有をするため、月1回程度の定期ミーティングを開催すること。

7 成果品

本業務の成果品として、次のものをデータ及び書面で提出すること。

サテライトオフィス等誘致戦略	紙冊子	正副各1部ずつ
	PDFデータ	一式

誘致活動資料等 (プロモーション動画)	CD-ROM	一式
誘致活動資料等 (PR冊子)	PDFデータ	一式
	レイアウトデータ	一式
	イラスト、図表、写真等の画像データ	一式
	納品場所リスト	一式
外部サイト等への記事の 投稿	該当Webページ	一式
	記事作成に係る成果物（イラスト、画像、テキストデータ等。）	一式
	業務報告書（アクセス数、サイト等に寄せられた意見等。）	一式
企業及び個人への誘致活動	業務報告書（企業等リスト、聴取した意見等。）	一式
Web等への広告	該当広告	一式
	広告実施に係る成果物（イラスト、画像、テキストデータ等。）	一式
	業務報告書（アクセス数、波及効果、属性情報等。）	一式

8 成果物等の帰属

- (1) 乙は、委託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含む全ての成果物（中間成果物を含む。以下「成果物等」という。）の著作権（著作権法第27条、28条を含む一切の権利。）を甲へ譲渡するものとし、成果物等の著作権及び使用権は甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は、甲が成果物等を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 乙は、甲の許可なく、成果物等の内容を公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

9 完了検査

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、甲の検査を受けなければならない。

業務完了後、乙の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに甲が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とすること。

10 守秘義務

乙は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする

乙は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

11 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

12 その他

- (1) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- (2) 企業等との間で発生したトラブルについては、乙が責任をもって対処すること。
- (3) 本業務は、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本市の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。
- (4) 本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲との協議により、承諾を得たときは、この限りでない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難になった場合、代替案等について、甲と協議の上、決定するものとする。
- (7) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても状況に応じ、甲が本委託業務遂行上必要であると判断した業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。また、本委託業務実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が必要な協議を行い、その指示に従って誠実に業務を進めるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が必要に応じて協議するものとする。